

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧	備考
<p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条3 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。なお、その年の1月1日において<u>18</u>歳以上であり、かつお客さまの未成年者口座に設けられた第3条第1項に規定する非課税管理勘定のすべておよび同条第3項に規定する継続管理勘定のすべてについて、受入れている上場株式等の残高がない場合は、「未成年者口座廃止届出書」が提出されたものとみなします。</p> <p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>18</u>歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>第3条3 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条3 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。なお、その年の1月1日において<u>20</u>歳以上であり、かつお客さまの未成年者口座に設けられた第3条第1項に規定する非課税管理勘定のすべておよび同条第3項に規定する継続管理勘定のすべてについて、受入れている上場株式等の残高がない場合は、「未成年者口座廃止届出書」が提出されたものとみなします。</p> <p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>20</u>歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>第3条3 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の</p>	<p>成人年齢引き下げ対応のため、「20歳」から「18歳」へ記載変更</p> <p>同上</p>

<p>関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第8条② お客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定にかかる上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第29条⑥ お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年の前年12月31日</p>	<p>取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第8条② お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定にかかる上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第29条⑥ お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年の前年12月31日</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	---

